

改正法律案、庶民金庫法案竝ニ無盡業法中
改正法律案ニ付、委員會ノ經過竝ニ結果ノ
大要ヲ御報告申上ダマス、其詳細ハ速記錄
ニ依リ御覽願ヒタイト存ジマス、四案中恩
給法中改正法律案、恩給金庫法案ハ、我が
忠勇ナル出征將兵、殊ニ傷痍軍人竝ニ名譽
アル戰死者遺族ノ生活ニ、至大ノ關係アル
案件デアリマスルガ故ニ、委員會ヲ開會ス
ルコト十三回、慎重審議ヲ盡シタノデアリ
マス

先づ恩給金庫法案ニ付申上ダマス、恩給
金庫法案ノ趣旨ハ、恩給及ビ勲章年金ハ、
其性質及び現行法規ニ顧ミ、之ヲ擔保ニ供
スペカラザルコトハ明カデアリマスガ、生
活上ノ急ニ迫ラレ、誤ツテ之ヲ金融ノ資ニ
供スル者ガ少クナインデアリマス、而モ金
融業者及ビ受給者ノ間ニ種々ノ弊害ヲ醸シ、
之ヲ放置シ得ザル状態ニアリマスノデ、政
府ノ特別監督ニ服スル法人恩給金庫ヲ設立
シ、公正妥當ナル條件ノ下ニ、之ニ金融ノ
途ヲ講ゼシメントスルノデアリマス、委員
會ニ於テハ曾和、松田、馬岡、坂東、森、
高橋、塚本、小高、小笠原ノ各委員諸君ヨ
リ、熱誠且ツ適切ナル質疑ヲ致サレマシテ、
之ニ對シマシテ政府當局ヨリ詳細且ツ懇切
ナル答辯ガアツタノデアリマス、今其主ナル
モノニ付テ二三御報告申上ダマス、其一ハ、
恩給證書再交付ニ關スル問題デアリマシテ、
即チ昭和十二年勅令第三百六十號及ビ同年
閣令第四號ニ依リ、恩給證書ガ呈示困難ナ
ル状況ニアル場合ニ於テ、裁定官廳ハ受給
者本人ノ申請ニ依リ、證書ノ再交付ヲ爲ス
コトヲ得ル規定デアリマスガ、此再交付ノ
結果金融業者が多大ノ損害ヲ蒙リ、受給者
側ノ債務辨済回復ヲ助長スル弊アリトノ質

疑デアリマス、之ニ對シ政府當局ハ、證書ノ再交付ハ從來亡失毀損ノ場合ニ限り行ハレテ居リマシタノヲ、亡失ノ意義ヲ擴張シ、呈示困難ナル場合ニモ、一定ノ條件ノ下ニ續ニ依ツテ證書ノ返還ヲ求メラレタル場合ニハ、之ヲ返還スペシト云フ判例ハ、從來大審院ノ不變ノ原則デアリマス、併ナガラ證書ヲ擔保トスル特約ハ無效デアリマシテモ、基本ノ債權債務ノ關係ハ有效ニ成立スルモノデアリマスカラ、證書ノ再交付ニ依ツテ直チニ基本ノ債權關係ヲ害スルモノトハ認メナインデアリマス、尤モ當局ハ借倒シヲ獎勵スル意思ハ毛頭ナク、十分調査ノ上必要已ムヲ得ザル場合之ヲ交付スルノアリマスカラ、實際ノ取扱ニ付テハ不都合ナキヤウ行政上相當手心ヲ加フルト云フ答辯デアリマシタ、其二ハ、只今申上ゲマシタ問題ニ關聯シテ、現ニ金融ヲ受ケテ居ル受給者ノ恩給年金ヲ恩給金庫ニ移行セシムルニ付、是ガ債權者ノ債權ヲ如何ニ處理スルカノ問題デアリマス、之ニ對シ政府當局ハ、出來得ル限り舊債ノ肩替斡旋ノ勞ヲ執ル積リデアルガ、元來ガ違法ノ契約ヲ前提トスルモノデアリ、公ノ問題トシテ之ヲ取扱フコトガ出來ナイノミナラズ、軍人後援會、產業組合等纏りタルモノハ、比較的容易ニ債權ヲ移行セシムルコトガ出來ルガ、個々ノ金融ニ付テハ、利率其他ノ條件ガ異シテ居ル爲ス、包括的ニ移行セシムルコトハ困難デアツテ、ヤハリ個々ノ問題トシテ、協定付キタルモノハ、之ヲ金庫ニ收容セシムルコトヲ、斡旋スルコトニ致シタシトノ答辯デアッタノデアリマス、其三ハ、金庫ノ業務機關ヲ成

ルベク全國ノ都市農山村マデ及ボスコトハ
必要デアルト思フカラ、産業組合、郵便局
等、既設ノ機關ヲ利用スルコトガ、經費節
約ノ點カラモ考慮スペキデアルト思フガ、
之ニ對スル所見如何トノ質疑デアリマシタ、
之ニ對シ政府當局ハ、成ベク既設ノ機關ヲ
利用スルコトハ心掛ケルガ、包括的ニ業務
ヲ代行セシムルコトハ、業務ノ性質上認メ
難ク、又既設機關中ノ如何ナル機關ヲ利用
スルヤハ、土地ノ狀況其他ノ點ヲ參照スベ
キデアツテ、畫一的ニ何レノ機關ニ取扱ハシ
ムルカラ、今直チニ確定シ難イトノ答辯デ
アリマシタ、其他貸付利率、出資金、剩餘
金、配當、人件費、竝ニ理事長、理事ノ選
定等ニ付、政府ニ希望スル所ガアリマシタ
ガ、政府ハ是等ニ對シ實行上善處スルトノ
答辯デアリマシタ

依ルカ、四、傷病軍人及ビ遺家族ニ對スル
對策ガ十分ナラズト考ヘラル、ガ、之ニ對
スル所見如何等デアミシタ、之ニ對シ政
府ハ、一、今回ノ遺族扶助料ノ増額率ハ、
從來給與額ニ比シ、下ニ厚クスルノ主義
ニ於テ、相當大幅ノ引上ヲ爲シタモノデア
リ、加之遺族ノ員數ニ應ジ加給スル新制度
ヲ設ケ、實際ノ生活ニ即セシムルコトニシ
タノデアツテ、此際ハ此程度ノ増額ヲ以テ相
當ナリト考ヘルノデアル、二、今回ノ增加
恩給傷病年金ノ改正ハ、下ニ厚ク且ツ高症
者ニ重クスルノ主義ニアツテ、併セテ從來增
加恩給ト傷病年金、傷病年金ト傷病賜金ト
ノ間ノ給與ノ不均衡ヲ、ナダラカニスル目
的デアルノデ、其結果ハ重症者ニハ比較的
高率トナリ、輕症者ニハ增加率ガ遞減スルノ
デ、傷病賜金程度ノ者ハ現在額ニ止ヌルコト
ハ已ムラ得ヌ所デアル、第三ニ對シテハ、感じ
ノ問題トシテハ、一應考慮セラル、點デアル
ガ、扶助料ハ一般ニ普通恩給ノミヲ基準トス
ル現行法ノ立前ノ上カラシテ、同意シ難イト
ノコトデアリマシタ、四ニ對シテ、恩給ノ改
正ニ依ルモ及バザル點ハ、厚生省ニ於ケル
傷病軍人並ニ遺家族保護對策トシテ、適當
ニ所管省ニ於テ善處スルトノコトデアリマ
シタ、尙ホ軍部大臣ニ對シ質疑ノ要望ガア
リマシタガ、之ニ對シテハ陸海軍政務官ヨ
リ綜合的意見トシテ、恩給法中改正案ニ付
テハ、各般ノ情勢上全般ヲ通ジ満足ノ意ヲ
表スル、又恩給金庫法案ニ對シテハ、遺族
傷病軍人等ノ扶助施設強化ノ爲メ、是ガ成
立ヲ要望スル旨意見ヲ開陳セラレマシタ
此場合特ニ御報告申上ゲタキコトハ、財
政ノ事情ニシテ許スナラバ、高症者遺族扶
助料ヲ相當程度増額スルコトハ、傷病軍人

茲ニ遺族保護對策ニ萬全ヲ期スルコトハ、委員會ヲ通ジテ強調サレタル所デアリマス、是レ忠勇無比ナル出征將兵ノ名譽アル戰傷ニ對シ、將亦一死報國以テ護國ノ柱トナリタル尊キ英靈ヲ安ンズル爲メ、全國民ノ齊シク熱望スル所ナルヲ信ジテ疑ヒマセス、殊ニ本日ノ陸軍記念日ニ於テ之ヲ高調シ得ルハ、誠ニ意義深キ次第デアリマス、此際政府當局ノ善處ヲ切望致シテ置キマス、

次ニ庶民金庫法案ニ付御報告致シマス、庶民金庫法案ノ趣旨ヲ簡單ニ申上ダマス、然ル國民ノ大部分ヲ占ムル庶民階級ノ金融ノ圓滑ヲ圖リ、生活ノ安定ニ資スルコトノ肝要ナルハ、論ヲ俟タザル所デアリマス、然ルニ既設機關ノ施設ノミヲ以テシテハ、未ダ庶民階級ノ要望ヲ満シ得ザルノ憾ミガアリマス、仍テ今回新タニ非營利組織ノ庶民金融庫ヲ創設シ、既設金融機關ニ依リテハ十分ナル金融ニ惠マレ得ザリシ庶民階級ニ對シ、小笠原君、高橋君、曾和君、最上君等ノ各委員ヨリ適切ナル質疑ガアリマシタ、其主ナルモノ二三ヲ申上げマス、其一、庶民金庫ハ既設金融機關ト摩擦ヲ起スコトナキヤトノ質疑ニ對シ、政府當局ノ答辯ハ、庶民金融庫ハ既設金融機關ニ依リテハ十分ナル金融ニ惠マレ得ザリシ庶民階級ニ對シ、殊ニ返還ノ熱意ニ燃ユル者ニ對シテハ、稍、大膽ニ小口信用貸付ヲ爲スノ方針デアルカラ、既設金融機關トハ摩擦ノ生ズル虞ハナイト思フトノコトデアリマシタ、其二、庶民金融機關ヲ統一スルノ意圖ナキヤトノ質疑ニ對シ、政府ハ統制ハ望ム所ナレドモ、庶民階級ハ各種ノ業態、生計狀態等ヲ異ニスルヲ以テ、之ニ對處シ、其實情ニ應ジテソレハ機關ヲ作ル必要アリト思フトノ答辯デアリマシタ、其三、貸付方針、貸付條件、貸付利子八分ノ根據如何トノ質疑ニ對シ、政府當局ノ答辯ハ、貸付方針ハ資產少ナク收入乏シキモ、借金返済ノ熱意ニ燃ユル人ヲ對象トシテ、稍、大膽ニ而モ救濟ニ涉ラズ、貸付期間ハ大體ニ於テ三箇年以内トシ、一口千圓以内無擔保信用貸付デアル、貸付利率ヲ年八分トシタルハ、庶民債券ハ成ベク預金部ニ於テ引受ケセシムベキ方針デアルガ、金融事情ニ依ツテ一般ヨリ公募スルコトモアリ、利率ハ其時ノ事情ニ依ツテ多少異ルベキモ、大體年四分見當トシ、之ヲ年四分二三厘ニテ小口信用貸付資金トシテ金融機關ニ融通シ、金融機關ハ其差額ヲ利鞘トシテ、年八分ニ貸付クル方針デアルトノコトデアリマシタ、其四、保證人ノ資格如何ト云フ質疑ニ對シ、政府當局ノ答辯ハ、保證人ハ二人トシ、債務者ト同様ノ資格ニテ宜シキモ、借金ヲ返済スル理念ノ強キリマス、其他代行機關、貸付手續、公益質屋等ニ付キ、各委員諸君ヨリ政府ニ要望スル所ガアリ、是ニ對シ政府ハ善處スルトノ答辯デアリマシタ

最後ニ無盡業法中改正法律案ニ付テ簡單ニ御報告申上ダマス、今回ノ改正案ハ、庶民金融機關トシテノ機能ヲ一層發揮セシムルト共ニ、其信用ノ向上ヲ圖ルノ趣旨ヨリ出デタルモノニアリマス、之ニ對シ松田委員ヨリ無盡業本來ノ使命、入札手取金、會社ノ検査、從業員ノ取締、合併、特ニ新設ニ付テハ慎重ナル態度ヲ執ルベキ等ニ付キ

適切ナル質疑ガアリ、之ニ對シ政府ヨリ十分考慮且ツ善處スル旨答辯ガアリマシタ
質疑ヲ終リ四案ヲ一括シテ討論ニ入り、
坂東幸太郎君ヨリ各派ヲ代表シテ、恩給金
庫法案、恩給法中改正法律案、庶民金庫法
案ニ付キ、ソレ／＼修正案竝ニ附帶決議ガ
提出サレタノデアリマス、先ヅ修正案ヲ朗
讀致シマス

恩給金庫法案ニ對スル修正
恩給金庫法第二條第二項 恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置シ又ハ官廳其ノ他ノ機關ニ其ノ業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得
第十五條 第一項ヲ第三項トシ同項中「五年」ヲ「三年」ニ「三年」ヲ「二年」ニ改ム
第十五條第二項ハ左ノ通リトス
恩給金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間恩給金庫ノ理事長、理事及監事ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキヘ此ノ限ニ在ラズ
第二十五條第一項及第二項中但書ヲ削ル
恩給金庫法中改正法律案ニ對スル修正
附則第一條第二項
第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ
庶民金庫法案ニ對スル修正
第十三條第二項ヲ第三項トシ左ノ通リトス
庶民金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間庶民金庫ノ理事長、理事及監事ト爲ルコトヲ

得ズ但シ主務大臣ニ於テ特に必要アリ
ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
次ニ附帶決議ニ付キ申上ゲマス
恩給金庫法案附帶決議
一 恩給ノ本質ニ鑑ミ恩給金庫ノ經營費
ハ最少限度ヲ以テスヘン
恩給法中改正法律案附帶決議
一 昭和十二年七月二十一日勅令第三百
六十號ニ依リ恩給證書ノ再交付ヲ爲サ
ムトスル場合ハ再交付申請人ノミナラ
ス其ノ關係人ニ付キニ之カ實情ヲ調査
シ萬已ムヲ得サル者ニ限り之ヲ爲スヘ
シ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ四案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ四案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ四案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

恩給金庫法案 第二讀會(確定議)

第二讀會(確定議)

恩給法中改正法律案

第二讀會(確定議)

庶民金庫法案 第二讀會(確定議)

第二讀會(確定議)

無盡業法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、四案トモ委員長報告通リ確定致シマシタ(拍手) 日程第一、飼料配給統制法案ノ第一讀會ヲ開キマス——農林政務次官高橋守平君

第一 飼料配給統制法案(政府提出) 第一 読會

飼料配給統制法案

第一條 政府ハ飼料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ム

トキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ適當ト認ムル者ニ對シ飼料ノ配給統制上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ズル

コトヲ得

前項ノ事業ヲ行フ者ノ監督其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ飼料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲前條第一項ノ規定ニ依ル配給統制ニ關シ特ニ必要アリト認ム

ハ命令ヲ以テ定ムル飼料ニ用ヒ得ル物ノ輸出又ハ飼料ノ販賣若ハ使用ニ關シルトキハ同條ニ定ムルモノノ外飼料若

ハ命令ヲ以テ定ムル飼料ニ用ヒ得ル物ノ輸出又ハ飼料ノ販賣若ハ使用ニ關シルトキハ同條ニ定ムルモノノ外飼料若

必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 政府必要アリト認ムルトキハ飼料又ハ命令ヲ以テ定ムル飼料ニ用ヒ得ル物ノ製造、取引、保管又ハ運送ヲ業

トスル者ニ對シ前二條ノ命令ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他

ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒み、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 飼料又ハ飼料ニ用ヒ得ル物ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ニ付せられ、自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ

以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法

人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス

前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行為ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス

(政府委員高橋守平君登壇)

○政府委員(高橋守平君) 只今議題トナッテ居リマス飼料配給統制法案ニ付テ御説明申上ゲタイト存ジマス、我國ノ畜産ハ近年顯著ナ發達ヲ遂ゲマシテ、畜產物ノ國內需要ハ急激ニ増加シテ居ルノデアリマスガ、畜產ノ基礎タル飼料ノ供給ニ付テヘ、藁稈類其他ノ粗飼料ハ、其資源ハ比較的豊富デアリマシテ、大體國內自給ガ出來ルノデアリマスガ、玉米黍、高粱等ノ濃厚飼料ニ付キマシテハ、國內デ

自給ガ出來ズ、年々多額ノ輸入ヲ致シテ居ル實情デアリマシテ、尙ホ逐年增加ノ傾向ヲ示シテ居ルノデアリマス、即チ從來ハ主トシテ蘭領印度、南米、支那、滿洲國等ヨリ輸入致シテ居タノデアリマスガ、輸入飼料ノ供給確保ニ付テ、此際適切ナル對策ヲ樹

立テ居ルノデアリマス、以上ハ本法案提出理由ノ概要デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——野溝勝君

○野溝勝君 簡單デアリマスカラ自席デ……

(登壇々々ト呼フ者アリ)
〔野溝勝君登壇〕

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス——自席デ宜シウゴザイマス

(登壇々々ト呼フ者アリ)
〔野溝勝君登壇〕

○野溝勝君 馬、鶏、豚、羊ニ關係シタヤシ、農村經濟ノ健實ナ發展ヲ期シマスル上ニモ、最モ緊要ナコトト考フルノデアリマス、隨テ政

府ハ現下ノ飼料事情ニ鑑ミ、差當リ飼料中最モ重要デアル玉蜀黍、高粱、及ビ是等ヲ原料トスル配合飼料等ニ付キマシテ、必要數量ヲ確保スル爲メ、日滿經濟一體ノ方針ニ則リ、其資源ヲ日滿兩國內ニ於テ自給スル方策ヲ樹テ、之ヲ目標トシテ滿洲國ノ產業開發計畫ニ對應シツ、内地ノ需給統制ヲ行ヒ、以テ飼料ニ需給ノ圓滑ト價格ノ公

スル方策ヲ樹テ、之ヲ目標トシテ民間ノ適當ナ機關ヲ指定シテ、之ニ配給統制ニ關スル施設ヲ行ハシメ、政府ハ此機關ヲ適當ニ監督シテ行クコトヲ致シタノデアリマス、右ノ外本法案ニ於キマシテハ、飼料ノ配給統制ノ完璧ヲ期スル爲メ、飼料ニ關スル事情ノ變化ニ對應シテ、必要ニ應ジ政府ニ於テ適宜ノ措置ヲ講ジ得ルヤウニ必要ナル條項ヲ置キマシテ、飼料政策上遺憾ノナイヤウニ致シテ居ル次第アリマス、尙ホ本法ノ運用ニ當リマシテハ、飼料業ノ實情ヲ十分考慮シ、民間當業者ノ協力ニ依リマシテ、所期ノ目的ヲ達成スルヤウニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、以上ハ本法案提出理由ノ概要デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——野溝勝君

○野溝勝君 簡單デアリマスカラ自席デ……

(登壇々々ト呼フ者アリ)
〔野溝勝君登壇〕

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス——自席デ宜シウゴザイマス

(登壇々々ト呼フ者アリ)
〔野溝勝君登壇〕

○野溝勝君 簡單デアリマスカラ自席デ……

(登壇々々ト呼フ者アリ)
〔野溝勝君登壇〕

續イテ今回提案サレマシタ此飼料配給統制法案デアリマスガ、事變下ノ農村對策及ビ國民體位ノ向上ヲ保持スル目的ヲ以チマシテ、立案サレタノデアリマセウケレドモ、現下ノ我國ノ農村ノ革新政策ト致シマスルナラバ、寧口はヨリ先ニヤラナケレバナラヌ數多ノ農村對策、或ハ立法ノ確立ノ必要ナモノガアルノデアリマス、例ヘバ有畜農業デアルトカ——或ハ有畜農業トノ關係ニ於ケル國民體位ノ向上ニ關係ヲ持ツ法案デアルトカ、サウ云フヤウナ點ニ對シテ、即刻必要ナ立案ガマダ幾多殘サレテ居ルト思フノデアリマス、特ニ政府ニ於キマシテハ、有畜農業政策ト致シマシテ、馬產ノ獎勵デアルトカ、或ハ綿羊ノ增產計畫デアルトカト云フヤウナ點ニ於キマシテハ、相當努力モサレテ居ルヤウニ見受ケ

數ノ約四割シカニ當ラナイノデアリマス、茲ニ我國耕種農業ノ缺陷ガアルト思ヒマス、然ルニ事變發生以來、馬匹ノ微發ニ依リ畜力ノ不足ヲ感ジマシテ、化學肥料ハ御存ジノ通り今日ノ資本主義機構ノ下ニ於キマシテハ、一切ノ生產機構ト云フモノハ、零碎農民トノ間ニ非常ナ矛盾ヲ來シテ居ルノデアリマス、サウ云フ點デ此化學肥料ノ軍需生産ヘノ轉化ガ、勢ヒ金肥ノ昂騰ヲ來シテ居ル次第デアリマス、是ガ對策ト致シマシテ畜力ノ増大ト、ソレニ伴フ所ノ自給經濟ノ增殖ヲ私ハ絶對ニ必要ト信ズルノデアリマス、ソレニハ有畜農業ノ積極的計畫ヲ必要トスルノミナラズ、國民體位ノ低下ニ備フル爲ニ、國民ニ畜產原料ノ榮養食ヲ廉價供給シ、或ハ畜產ヲ原料トスル所ノ衣服材料ヲ、豐富低廉價ニ供給スルコトガ、今日ノ

シテハ、立地農業ニ依ル所ノ計畫ヲ立テルモ完全性ヲ帶ビナイヤウニ思ヒマスケレドモ、政府ノ所見ハ如何デアリマスカ
第二點ハ本法案ヲ檢討スル時ニ、此當面ノ目的ガ肥料ノ需要供給ノ圓滑、且ツ公正圖ル點ニ置カレテ居ルト云フコトヲ政府ハ言ガレテ居リマス、併シ政府ハ如何ナル機關ヲ以テ右ノ目的ヲ達セントスルモノデアルカ、聞ク所ニ依リマスルト云フト、此目的ヲ達センガ爲ニ特殊會社ヲ設ケラレマシテ、其特殊會社ニ依ッテ配給統制、或ハ之ニ對スル所ノ一切ノ支配權ヲ與ヘルト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、特殊會社ニ依リマシテ、肥料價格ノ統制法案ガ出タ時ニモ、吾々ハ此法案ニ依リマスカ

リマスト、満洲國產業五箇年計畫トノ關係ニ於テ立案案サレタト云コトヲ言ハレテ居リマスケレドモ、ソレナラバ日滿ダケノ飼料配給統制法案デ宜イト思ヒマス、「アルゼンチン」蘭領等ヲ入レタ各國トノ關係ニ於ケル本法案ガ、飼料配給統制法案デアルトスルナラバ、五箇年間ノ期限ヲ盡シタト云フ所ノ意圖ハ、最モ矛盾シテ居ルト思フガ、此點ニ對スル政府ノ所見如何、以上御伺致シマシテ、私ノ質問ヲ終リマス（拍手）

（政府委員高橋守平君登壇）

○政府委員（高橋守平君） 野溝君ノ御質問ニ簡單ニ御答申上ゲマス、本法案ハ大綱ノミ定メテ居ルガ、不都合デナイカト云フ御質問ガ第一點デアリマス、御承知ノ通り此法案ハ綽制ヲ目的トシタモノデアリマシ

シテ見タイト思ヒマス、先ヅ最初ニ御伺シテ置キタイコトハ、日満支ヲ中心ト致シマシテ、蘭領或ハ其他ノ國々トノ關係ニ於ケル飼料配給ノ統制ヲスル法案デアリマス、ソレ程ノ重要法案デアルモノガ、法七條ニ依ツテ解決サレヨウトスルコトハ、如何ニ言ッテモ杜撰ノヤウナ嫌ヒガアリハシナイカト思ヒマス、特ニ法七條ノ中、法三條ガ主文デアリマシテ、アトノ法四條ハ皆罰則ニナツニ於ケル法案ト致シマシテハ、實ニ「ファッショ」のナモノデアリマシテ、餘り褒メタコトデナイト云フコトニ、吾々ハ感ジテ居ルノデアリマス、當局ハ此法案ヲ輕ク視テ出シタノカ、或ハ重要法案トシ、時局下ニ於ケル最モ非常立法ノ必要ヲ感じテ出シタノカ、先ヅ最初ニソレヲ御伺シタインデアリ

ルノデアリマスケレドモ、ソレガ成文化シテ居ラズ、爲ニ未熟ナ、未完成ナモノデアルト私ハ思フノデアリマス、農業生産力ノ維持増進ヲ圖ラントスルナラバ、ドウシテモ有畜農業ノ計畫化ト、ソレガ促進ニアルコトハ論ヲ俟タナイト思ヒマス、特ニ我國ニ於ケル所ノ農家總戸數五百五十九万七千戸、其中家畜ヲ飼養シテ居ル所ノ戸數ハ、牛ニ於キマシテハ百三十七万八千戸、馬ニ於キマシテハ百七万四千戸、豚ニ於キマシテハ六十万戸、綿羊ニ於キマシテハ二万一千戸、山羊ニ於キマシテハ十四万八千戸、此計ガ三百二十二万二千戸トナッテ居ル譯デアリマス、總戸數五百五十九万戸トノ關係ニ於キマシテ見ル時ニハ、マダ家畜ノ戸數ガ五割七分シカナインデアリマス、之ヲ更ニ牛馬飼養ノ戸數カラ見ルナラバ、二百四十五万二千戸デアリマシテ、總農家ノ戸

場合必要デアルト感ズル次第デアリマス、御承知ノ通り我國一町内外ノ農家ノ平均收入ヲ見マスト、九百五十四圓トナツテ居リマス、其中約五割ハ殆ド食費ニ充テラレテ居ル譯デアリマス、此點カラ見マシテモ、現下百姓ニハ此榮養食ノ補給ト云フコトガ、最モ事變下ニ於ケル考ヘナケレバナラヌ重大問題デアルト心得テ居ル次第デアリマス、長期戰下ノ國策上、此點絶對ニ私ハ必要ヲ感スルモノデアリマス、斯ル點ヲ解決スルニハ、ドウシテモ立地農業計畫ノ線ニ沿フ計畫ヲ立テルコトガ必要デアルト思フノデアリマス、例へバ獨逸邊リニ於キマシテハ養豚村、或ハ塊地利邊リニ於キマシテハ綿羊組合村、或ハ丁抹等ニ於キマシテハ養鶴村等ノ、所謂立地農業ノ計畫線ガ計畫サヒテ居ルノデアリマス、以上ノ觀點ヨリ致シマシテ、事變下ニ於ケル飼料對策ト致シマ

ハレルデハナイカト云フ風ニ感ジテ居ッタ
時代モアリマシタ、然ルニ其法案ガ實施以
來ト云フモノハ、却テ疏安ヲ初トシ過磷酸
石灰等々ノ肥料ノ値上リヲ來シタノデアリ
マス、此點カラ見マシテモ、今回ノ飼料配
給統制法案ガ、特殊會社ニ依ツテ其支配權ヲ
壟斷サレル以上、前轍ノ肥料統制法案ノ結
果ヲ又踏ミハシナイカト云フコトヲ案ズル
者デアリマス、政府ハ一體如何ナル點ニ價
格ノ公正ノ基準ヲ置イテ居ルカ、其點ヲ御
説明願ヒタイト思ヒマス

最後ニ御聽シタイコトガアリマス、法案
其モノノ持ツ重大性ノ意義ト云フモノハ、
能ク吾々ニ分ルノデアリマス、併シ此
重大性ヲ持ツ法案ガ、法七條ニ依ツテ之ヲ
解決サレントスル御考、竝ニ此法案ノ年限
ヲ僅カ五箇年ニ仕切ッタ云フ點ガ、吾々ニハ
了解ニ苦シムノデアリマス、政府ノ話ニ依

(政府委員高橋守平君登壇)

1

○政府委員(高橋守平君) 野溝君ノ御質問ニ簡單ニ御答申上ダマス、本法案ハ大綱ノミ定メテ居ルガ、不都合デハナイカト云フ御質問ガ第一點デアリマス、御承知ノ通リ此法案ハ統制ヲ目的トシタモノデアリマシ

テ、要ハ此法ノ運用ニ依リマシテ、敏速ニ處置致シマシテ、農家ニ對シマシテ需給ノ圓滑ヲ圖リ、公正ナル價格ヲ以テ供給サセ

ルト云フノデアリマスカラ、大綱ノミヲ定メマシテ、其敏速ヲ圖ツタ譯デアリマス、勿論此法ヲ運用スルニ當リマシテハ、關係各省トノ連絡ヲ密ニシ、併セテ民間ノ業者等ノ意見ヲ相當尊重シテ運行スル考デアリマス、尙ホ餘リニ簡単デアルカラ、此法案ヲ重要視シナイノデハナイカト云フ御說デアリマスガ、此第一條、第二條ニアリマスヤウニ、此飼料ノ解決ハ現下ノ農家ニ取リマシテハ、重大ナル對策デアリマスガ故ニ、最モ重要ナル立法ト考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ又有畜農業ガ現下ノ我國ノ農村ノ實情ニ照シテ、最モ必要ナコトデハナイカト云フノハ、御說ノ通リデゴザイマス、有畜農業ガ農業經營ノ基礎デアリ、現下ノ農村ノ實情カラ見マシテ、自給肥料ノ供給策竝ニ農民榮養ノ點カラ見マシテ、必
要ナコトハ御說ノ通リデアリマス、是等ノ諸點ヲ綜合致シマシテ、有畜農業ト云フモノヲ普及發達サセマスル爲ニハ、十分ナル指導獎勵ヲ行ヒマシテ、十分ナル目的ヲ達スルヤウニ致シタイト思ッテ居ル次第アリマス、其次ニ價格ノ點ニ於テ、統制會社ヲ作ツテ、却テ價格ヲ高カラシメハシナイダラウカト云フ御說デアリマスガ、飼料ノ需給關係ヲ圓滑ナラシメテ、十分ニ豐富ナル飼料ヲ供給スルト云フコトニナリマスレバ、ソレニ依ツテ自然ニ價格ハ公正ニナルノダト思フノデアリマス、即チ飼料ガ不足ヲ告ゲマスレバ、ソコニ思惑等ガ出テ參リマシテ、相當ニ不當ナ價格ニ吊上ゲラレルト云フ虞ガアルノデアリマスガ、供給ガ潤澤ニ

ナリマスレバ、自然ニ價格ハ公正ニナルモ

ノト信ジテ居ルノデアリマス、尙ホ最後ニ、五箇年ト此法案ヲ限ッタノヘ、ドウ云フ譯カト云フ御尋デアリマスルガ、御說ノ中ニアリマシタヤウニ、滿洲ニ於キマシテノ產業

五箇年計畫ニ順應致シマシテ、飼料ノ大部分ヲ滿洲カラ供給ヲ受ケヨウト云フノガ、大體此法案ノ骨子デアリマスガ、勿論滿洲ヨリ供給シ得ラレナイモノハ、第三國カラモ輸入スルノデアリマシテ、決シテ滿洲ノミニ限ッテ、此統制ヲ行ヘウトスルモノデハナイノデアリマス

○議長(小山松壽君) 野溝君、宜シウゴザイマスカ——是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託サレシコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽君) 野溝君、宜シウゴザイマスカ——是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

第四條 前條ノ許可ヲ受クタル株式会社ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式会社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工作機械製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

第七條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業収益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ヲ免除セラレタル工作機械製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業収益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シ其ノ設備ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ償却ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ償却額が其ノ設備完成ノ日ノ屬營業年度ノ翌營業年度ヨリ起算シ一年ヲ營業年度トスル

製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 工作機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ設備ガ命令ノ定ムル規模ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業収益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工作機械製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

第七條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業収益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ヲ免除セラレタル工作機械製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業収益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シ其ノ設備ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ償却ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ償却額が其ノ設備完成ノ日ノ屬營業年度ノ翌營業年度ヨリ起算シ一年ヲ營業年度トスル

モニニ在リテハ第五營業年度末、六月ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第十營業年度末ニ於テ當該設備ノ價額ノ六割ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スペシ

前項ニ規定スル最終營業年度ノ翌營業年度以降毎營業年度ニ於テ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ガ勅令ヲ以テ定ムル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先づ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十一條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル補給金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十二條 工作機械製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十三條 工作機械製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十四條 工作機械製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

工作機械製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ベシ之ヲ變更セン

トスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同項ニ規定スル最終營業年度迄每營業年度ニ於ケル利益金ノ處分ニ付政府ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 第十條第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ交付ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同條第二項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ヲ終了スル營業年度迄每營業年度ニ於ケル利益金ノ處分ニ付亦前項ニ同ジ

第十九條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ工作機械ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ定ムル輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第二十條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ特殊工作機械ノ製造、工作機械ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 第十九條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ノ處分ニ付亦前項ニ同ジ

第二十三條 工作機械ノ輸入ガ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨ゲルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ工作機械ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條 工作機械ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨ゲルノ虞アルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ會議ヲ經テ期間ヲ定メ工作機械ニ對シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ工作機械製造會社ヲ除クノ外工作機械又ハ工作機械部品ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第二十六條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可（命令ノ定ムル規模以上ノ設備ニ關スルモノニ限ル）、第十九條ノ命令、第二十一條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十三條ノ制限ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十七條 工作機械製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ、取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲シ又ハ之ニ對シ第十條ノ規定ニ依ル補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付

セズ若ハ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得
第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ工作機械製造事業ヲ營ミタル者
二 第二十三條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ工作機械ノ輸入ヲ爲シタル者
第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者
二 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者
三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
四 第十六條第二項ノ規定ニ依ル變更新命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者
五 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者
六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
七 第二十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
第三十條 第十八條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

議事速記録第一十六號 航空機製造事業法案 第一讀會

二 第十八條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ヘ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第三十二條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 第二十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作

○政府委員(木暮武太夫君) 只今議題ト相成リマシタ工作機械製造事業法案ニ付テ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、申ス迄モナク工作機械製造事業ハ、國防上緊要缺クベカラザル事業デアリマスト共ニ、一般機械工業ノ基礎タル工業トシテ、產業上極メテ重要ナル地位ヲ占メ、是ガ發達ノ如何ハ、我國國防上竝ニ產業上重大ナル意義ヲ有スル次第アリマス、本邦ニ於ケル工作機械製造事業ハ、近時漸ク發展過程ニ入ッタヤウナ實情ニアルノデアリマシテ、其製造能カ力ニ於テ、將又其製造技術ニ於テ、遺憾トチ未ダ國內ニ於テ製造困難ナル工作機械ガ相當アリマスノミナラズ、一般ニ國產工作機械ノ性能ハ、外國品ニ比シ可ナリノ遜色ガアリマスコトハ、否定出來ナイ事實デアリマシテ、我國ハ毎年多額ノ工作機械ヲ海外輸入ニ仰イデ居ルノデアリマス、斯ルガ故ニ斯業振興ノ必要ハ從來ヨリ痛感セラレテ居ツタノデアリマスガ、特ニ現下ノ時局ニ際シマシテハ、斯業ノ確立ハ蓋シ刻下最大ノ急務ト存ズル次第アリマス、而シテ工作機械製造事業確立ノ方策ト致シマシテハ、斯業ノ特質ニ即應シテ適切ナル各種ノ獎勵方策ヲ講ジ、以テ生産力ノ擴充ヲ圖ルト共ニ、他面適當ナル指導監督ニ依

六二一

リ、斯業ノ經營ヲ合理的基礎ノ上ニ置キ、其製造技術ノ向上ニ資スルコトガ、斯業ノ堅實ナル發達ヲ期スル上ニ、最モ適當デアラウト考ヘル次第デアリマス、本法案提出ノ理由ハ大體以上申述ベマシタ通リデゴザイマス、何卒十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——塙本重藏君——質疑通告者塙本重藏君ハ議席ニ居ラレマセヌ、是ハ先例ニ依ツテ發言ヲ拠棄シタルモノト看做シマス——本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、重要鑛物増産法案外一件委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、航空機製造事業法案、第一讀會ヲ開キマス——遞信政務次官田島勝太郎君

第三 航空機製造事業法案(政府提出)
第一讀會

航空機製造事業法案

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機

ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト看做ス

第二條 航空機製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

航空機技術委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

政府ノ許可ヲ受クベシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 航空機製造會社ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 航空機製造會社本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ

其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得航空機ノ部分

未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同ジ

第十三條 航空機製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得

第十四條 航空機製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得政府

販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ此等製品ノ供給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得政府

公益上必要アリト認ムルトキ第一號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

一 設備ノ擴張又ハ改良

二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造

三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設

四 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造技能者ノ養成

五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其ノ他他ノ航空機製造會社ニ對スル協力

六 航空機用材料ノ保有

七 從業者又ハ工場其他ノ設備ノ政務ニ對スル供用

八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル演練

九 工場ノ警備又ハ防諜上必要ナル施設

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類

其他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十八條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十二條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

十 航空機ニ關スル資料ノ提出
十一 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外
特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至
第十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ
要スペキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協
賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔
ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ政
府之ヲ裁定ニ對シ不服アル者ハ
裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 政府第十六條若ハ前條第一項
第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金
額ノ決定ヲ爲サンストルトキハ勅令ニ
別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機
製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲
ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ
業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許
可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ
行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 航空機ノ部分品、材料又ハ附
屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機
製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可
ヲ受ケズシテ航空機製造事業ヲ營ミタ
ル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一一該當スル者
ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事
業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタ
ル事業計畫ヲ實施セザル者

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル變更命
令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル
者

三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事
業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル
者

四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規
定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第二十三條 左ノ各號ノ一一該當スル者
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

六 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告
ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル
者

七 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令
又ハ處分ニ違反シタル者

八 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該
官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌
避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

九 第十一條第二項ノ規定ニ依ル命令
二條ノ許可ヲ受クル前ニ於テ爲ス輸入ニ
付テハ之ヲ適用セズ

（政府委員田島勝太郎君登壇）
○政府委員（田島勝太郎君） 航空機製造事
業法案提案ノ理由ヲ御説明申上ガタイト存
ジマス、我國航空機製造事業ハ、陸海軍ノ
積極的ナル指導培養等ニ依リ、最近著シキ
發達ヲ遂ゲテ居リマス、殊ニ軍用機ニ付キマ
シテハ、其性能ノ優秀ナル點ニ於テ、世界諸
國ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス
○中村梅吉君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○議長（小山松壽君） 質疑ノ通告ガアリマ
ス、之ヲ許シマス——中村梅吉君

○中村梅吉君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○中村梅吉君 國防上極メテ重要ナル關係
ヲ持ツテ居ル本案ノ審議ニ當リマシテ、陸海
軍當局ガ御見エニナツテ居リマセヌコトハ、
洵ニ遺憾ニ存ジマス、政務次官ノ加藤サン
ガオ居テ、アリマスカラ、政務次官ヨリ私ノ
質疑ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

只今本案ニ付キマシテ田島政府委員ヨリ
御説明ガゴザイマシタガ、我國ノ航空機ノ
製造能力ハ未だ尙ホ不十分デアル、又航空
機ノ製造ハ國防產業ニ重要ナル關係ヲ持ツ
テ居ルト云フ御説明ガアリマシタ、固ヨリ

代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施
行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘
ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第二條ノ
許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ
對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項
ニ同ジ

第九條ノ規定ハ第二項ニ掲タル者ガ第二
條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開
始ノ年ヲ以テ第一條ノ許可ヲ受ケタル年
ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之
ヲ適用ス

第十條ノ規定ハ第二項ニ掲タル者ガ第
二條ノ許可ヲ受クル前ニ於テ爲ス輸入ニ
付テハ之ヲ適用セズ

第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲タル者ガ第
二條ノ許可ヲ受クル前ニ於テ爲ス輸入ニ
付テハ之ヲ適用セズ

第十二條 航空機製造會社ハ其ノ代理
人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ
關シ本法ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル
トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以
テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
アルヲ否定シ得ナイノデアリマシテ、此際航

空機ノ國防上竝ニ産業上ニ於ケル重要性ニ
鑑ミマシテ、速ニ本事業ノ確立振興ヲ圖リ、
優秀且ツ低廉ナル航空機ヲ豊富ニ供給スル
ノ途ヲ確保スルコトハ、洵ニ刻下ノ急務デ
アルト存ジマス、而シテ此點ニ付キマシテ
ハ、政府ニ於キマシテ優秀ナル航空機ノ出
現ヲ促進スル爲ニ、別ニ中央航空研究機關
設立ノ計畫ヲ樹テ、其準備費ヲ來年度豫
算ニ計上致シ、尙ホ他方ニ於テハ國際航空
ノ發展、海外市場ノ獲得、或ハ定期航空ノ
新線開拓、及ビ運航回數ノ増加等ニ依ル、
航空機ノ需要増進策ヲ著々進メツ、アル次
第デアリマスガ、直接航空機製造事業ニ對
シマシテハ、一面適切ナル保護助長政策ヲ
採ルト共ニ、他面適當ナル監督統制ヲ加ヘ
以テ本事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲メ、是
ガ準據法規トシテ本法案ヲ立案シタ次第デ
アリマス、何卒ニ御審議ノ上御協賛ヲ賜
ランコトヲ切望スル次第デアリマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 質疑ノ通告ガアリマ
ス、之ヲ許シマス——中村梅吉君

○中村梅吉君 國防上極メテ重要ナル關係
ヲ持ツテ居ル本案ノ審議ニ當リマシテ、陸海
軍當局ガ御見エニナツテ居リマセヌコトハ、
洵ニ遺憾ニ存ジマス、政務次官ノ加藤サン
ガオ居テ、アリマスカラ、政務次官ヨリ私ノ
質疑ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

只今本案ニ付キマシテ田島政府委員ヨリ
御説明ガゴザイマシタガ、我國ノ航空機ノ
製造能力ハ未だ尙ホ不十分デアル、又航空
機ノ製造ハ國防產業ニ重要ナル關係ヲ持ツ
テ居ルト云フ御説明ガアリマシタ、固ヨリ

然ルベキコト存ジマス、而シテ私ハ本案
ヲ見マシテ洵ニ不可解ニ堪ヘナイト思ヒマ
スルノハ、本法ノ第三條ニ規定スル所デア
リマスガ、之ニ依リマスト、此航空機製造
事業ニ當ルベキ株式會社ノ取締役竝ニ株主
ハ、過半數未滿マデハ我ガ帝國ニ國籍ヲ有セ
ザル者、即チ外國人若クハ外國會社デアッテ
モ、差支ナイト云フコトニナッテ居リマスガ、
帝國議會ノ審議ニ當リマシテ、陸海軍大臣
ハ委員會等ニ於テ屢々、航空機ノ製造能力、或
ハソレ等ノ實情ニ付テ説明ヲ求メラレマス
ト、恐ラク祕密會ニ於テスラ其實情ヲ發表
ニナラナイノデアリマス、斯ル重要ナル事
柄ニ携ハル製造會社ノ株主竝ニ重役ヲシテ、
半數ニ満タザル範圍マデハ、海外ノ者デアッ
テモ宜シト云フヤウナコトヘ、此航空機
製造ト云フコトノ重要性ニ鑑ミテ私ハ不適
當デアル、理想トシテハ假令ソレガ一人デ
アッテモ、斯様ナ事業ニ携ハリ、或ハ參加ス
ルコトヲ好マシクナイト私共ハ思フノデア
リマス、或ハ見方ニ依リマシテハ、是等ノ
產業上ニ外資ヲ輸入スルコトガ必要デアル
ト云フコトモ考へラマスガ、併ナガラ外
資ヲ產業上ニ輸入スル必要ガアルトスルナ
ラバ、斯ル國防上最モ重要ナル關係ヲ持ッテ
居リマスル事業會社ニ於テハ、之ヲ全ク避
ケテ、而シテ他ノ一般產業ニ於テ、ソレヲ
獎勵スベキモノデアルト私ハ思フノデアリ
マス、此點ハ私共ノ洵ニ不可解ニ堪ヘナイ
所デアリマシテ、當局ノ御所見ヲ承リタイ
ト思ヒマス

ル使命ヲ持ツテ居ル、隨テ政府ノ監督指導ヲ徹底セシムル必要上、左様ナ組織ニスルト云フコトニアルヤウデアリマスガ、ソレ等ノ點カラ見マシタラバ、本法ニ規定ヲ致サレマシタ航空機製造事業ト云フガ如キモノハ、先づ第一ニ其國家的重要性ニ鑑ミテ、特殊會社ノ組織ニスベキモノデハナイカト私ハ思フノデアリマス、現在ノヤウニ各航空機製造會社ガ分立シテ居ル狀態デハ、到底航空機製造ニ關スル國家的ノ必要ニ致ズルコトガ、極メテ困難デハナイカト思ヒマス、現在我國ノ自動車製造事業ノ實情ナドヲ見マシテモ、諸外國ノ自動車製造事業ノヤウニ成績ガ舉ラナイ、是等ニ鑑ミマシテモ、航空機製造ト云フヤウナコトハ努メテ統一ヲシテ、サウシテ徹底シタ研究ト共ニ、其製造ノ能力ヲ發揮セシメナケレバナラナイト思フノデアリマス、殊ニ現在ノ實情ヲ見マスト、航空機ノ研究ニ付テハ、陸軍省或ヘ海軍省、或ヘ帝國大學ノ工學部ト云フヤウナ各種ノ機關ニ於テ思ヒヽヽ研究ヲ致シテ居リマス、斯ウ云フヤウナ航空機製造ノ事業ニ携ハルモノヲ、單ノ特殊會社ノ制度ニ致シマスナラバ、其特殊會社ノ内部ニ、統一シタ航空機ニ關スル研究機關ヲ設ケテ行クコトガ出來ルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス、何故ニ航空機製造事業ニ關スル事業會社ヲ、特殊會社ノ制度ニ政府ハ持ツテ行カナカツタデアラウカ、此點私共ノ不可解ニ存ズル所ニアリマシテ、之ニ付テ當局ノ御所信ヲ承リタイト思ヒマス

員會ニ於テ防空ニ關スル施設——尤モ國民保健ト云フコトニモ關聯ガアリマスガ、各方面ニ數十箇所公園ノ施設ヲスルト云フノデ、數万圓ノ經費ヲ要スル事柄ヲ決定致サレマンタ、私ハ帝都ノ防空或ヘ大都市ノ防空ト云フコトヲ考ヘマス時ニ、國防思想ノ普及ト云フコトハ最モ必要デアルト思ヒマス、屢々行ヒマス防空演習等ニ付テ、全國ノ防護團ノ諸君ハ非常ニ熱心ニ活動セラレテ、感謝ヲスル所デアリマスガ、動モスレバ防空思想ガ備ハラズシテ、其仕事ニ携ウテ居ルト云フヤウナ憾ミガアルヤウニ思フノデアリマス、ソコデ政府ハ此防空思想ノ普及徹底ニ付テ然ルベキ方法ヲ講スル必要ガアル、此點ニ鑑ミマシテ、私ハ全國ノ中等學校ニ防空若クハ國防ニ關スル一ツノ科目ヲ設ケテ、十分ニサウ云フヤウナ時代カラ、徹底シタ國防竝ニ防空ニ關スル思想ヲ普及スル必要ガアリハシナイカト思フノデアリマスガ、此點ニ付テ陸軍當局、竝ニ内務大臣ガ御見エニナリマシタカラ、内務大臣カラ鑑ラモ其事ニ付テ御意見ヲ承リタイト思ヒマス、ソレカラモウ一つ最後ニ伺ヒタイト思ヒマスノハ、大都市ノ防空ト云フ點カラ鑑ミマスト、最モ必要ナコトヘ防空通信網ノ完備デアリマス、諸外國ノ實情ト、我國ノ現狀ヲ考ヘテ見マスト、我國ハ全ク防空ニ關スル通信網ノ施設ガ不十分デアルト私ハ思ヒマス、此通信網ノ完備ト云フコトニ付テ、遞信當局ハドウ云フヤウニ御考ニナッテ居リマスカ、私共ハ之ニ十分力ヲ注イデ貰ヒタイト思フノデアリマスガ、遺憾ナガラ吾々ノ理想ノヤウニ達シテ居リマセヌ、將來ノ考ヘ方ニ付テ御所見ヲ承リタイト思ヒマス、此程度デ打切ッテ置キマス(拍手)

○政府委員田島勝太郎君（登壇）　中村君ノ質問ニ對シテ御答ヲ申上ゲマス、第一點ノ外國人ノ株主タル關係、重役タル關係ニ付テノコトデゴザイマスガ、此點ニ付キマシテハ、質問ノ中ニ仰セラレマシタ外國資本ノ利用ト云フコトハ、出來得レバ之ヲ利用シタ方ガ宜シトイ考ヘルノデゴザイマスガ、本法案ノ狙ヒ所ト致シテ居リマスル航空機製造事業ハ、軍用機ダケヲ製造スルノデアリマセヌデ、所謂平和時ニ於ケル平和交通ノ目的ニ使ヒマス所ノ飛行機製造ガ、大體其主義アルノデアリマス、ソレデ本法ハ、其性質上純然タル平時立法デアリマシテ、平時ニ對スル用意ヲ致ス爲メノ法律デゴザイマスカラ、他ノ斯ウ云フ性質ノ關係ノ事業ニ能ク現レテ居リマスヤウニ、外國資本ガ支配權ヲ持タナケレバ、敢テ其弊害ヲ認メナイト考ヘマシテ、御覽ノ通リノ立法ヲ致シタ次第アリマス、尙ホ其製造事業中ノ軍事上ノ機密ニ屬スルモノハ、自ラ軍機保護法其他ノ法律ニ依ツテ、適當ニ保護ヲ致サレルト思フノデアリマスノデ、其點ニ付テノ御心配ハナカラウト考ヘルノデアリマス

リ、昭和二十二年度マデ延期セラル、コトトナツテ居リマスノデ、是ト同ジク昭和二十

二年度マデ延期セラレルコトト御承知ヲ願ヒマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選挙ニ付テ御諮リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、有價證券業取締法案ノ第一讀會ヲ開キマス木暮商工政務次官

第五 有價證券業取締法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

有價證券業取締法案

有價證券業取締法案

第一條 本法ニ於テ有價證券業トハ取引所ニ依ラザル有價證券ノ賣買又ハ其ノ媒介ヲ爲ス營業ヲ謂フ但シ銀行、信託會社及有價證券割賦販賣業者ノ營ムモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ有價證券ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 有價證券業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

第三條 前條ノ免許ノ年限ハ五年トス

第四條 第二條ノ免許ヲ受クル者ハ免許料ヲ納ムベシ

前項ノ免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第 定ム

二條ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年ヲ經過スルニ至ル迄

三 取引所ノ會員又ハ取引員ニシテ除名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セザルモノ

四 第六條 第二項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消セラレ三年ヲ超過セ

五 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ゼアル未成年者又ハ禁治產者ニシテ其ノ法定代理人ガ前各號ノ一ニ該當スルモノ

六 法人ニシテ其ノ業務ヲ執行スル役員中第一條乃至第四號ノ一ニ該當スル者アルモノ

第七條 第二條ノ免許ヲ受ケタル者(有價證券業者)前條第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ該當スルニ至リタルキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第八條 有價證券業取締法案

第九條 有價證券業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ復權ヲ得ズ

一 商號ヲ變更セントスルトキ

二 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

三 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

第十條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業ニ關スル帳簿ヲ備へ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十一條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十二條 行政官廳必要アリト認ムルキヘ有價證券業者ニ對シ其ノ業務若ハ財產ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ有價證券業者ノ營業所其ゾ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシムベシ

第十三條 行政官廳ハ有價證券業者ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ取引ヲ爲ス者ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ免許ヲ取消セントヲ得

第十四條 有價證券業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ第二條ノ免許ヲ取消シ又ハ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、財產ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 有價證券業者ト其ノ業務ニ關シ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ本法若ハ

ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ前條ノ營業保證金ニ付他ノ債權者ニ先チ辨

濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

二 業務ニ關シ差金ノ授受ヲ目的トス

一 ル行爲ヲ爲シタルトキ

三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スペキ行爲ヲ爲シタルトキ

四 第十條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ有價證券業者ニタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ有價證券業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 有價證券業者ニ對シ其ノ業務若ハ財產ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ有價證券業者ノ營業所其ゾ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシムベシ

第八條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第九條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十一條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十二條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十三條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十四條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十五條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十六條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十七條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十八條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

ヨリ金錢若ハ有價證券ノ交付ヲ受ケタルトキ又ハ業務ニ關シ他人ニ交付スペキ金錢若ハ有價證券ヲ不正ニ領得シタルトキ

二 業務ニ關シ差金ノ授受ヲ目的トス

一 ル行爲ヲ爲シタルトキ

三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スペキ行爲ヲ爲シタルトキ

四 第十條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ有價證券業者ニタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ有價證券業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第八條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第九條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十一條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十二條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十三條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十四條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

第十五條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲シタルトキ

ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

五 第十三條 又ハ第十四條ノ規定ニ依

ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ

テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ其ノ法

人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故

ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ

法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁

治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之

ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

第十九條 前二條ノ場合ニ於テハ徵役ノ

刑ニ處スルコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ有價證券業ヲ營ム者又

ハ其ノ營業ヲ相續ニ因リテ承繼シタル者

ハ本法施行ノ日ヨリ六月ヲ限り第二條ノ

規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ノ者前項ノ期間内ニ第二條ノ免許ヲ

申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル

免許又ハ不免許ノ處分ノ日迄亦前項ニ同

ジ

有價證券業取締法案

(小字及一ハ貴族院修正)

有價證券業取締法案中貴族院修正ノ箇所

左ノ如シ

第八條 有價證券業者ト其ノ業務ニ關シ

取引ヲ爲シタル者ハ有價證券業者ガ其

シ生ジタル
ノ取引ニ關スル契約ニ違反シタル場合

ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ前條

ノ營業保證金ニ付他ノ債權者ニ先チ辨
濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

ジマスガ、質問ノ主ナル點ノ二三ダケヲ簡單ニ御報告申上ゲテ置キタイト存ジマス

第一ハ法案ノ第三條ノ納付金ニ關シマシ

テ、本法ノ百分ノ一ノ納付ヲ、石油業者ノ負擔輕減及ビ増量、增産ノ精神カラ見テ、百

分ノ一ニ改訂スルカドウカ、或ハ撤廢シテ

ヘドウカト云フヤウナ意見ガアリ、又納付

金ノ助成金ハ助成金額ヲ超過シナイ方ガ宜

イデヤナイカ、所謂助成金ノ金額ヲ以テ打

切ルベキガ至當デアルト云フ質問ニ對シテ

ハ政府ハ、百分ノ二ト云フ最高限度ヲ定メ

テ置イタノデアルカラ油田ノ狀況及ビ助成

金ノ金額ニ依ツテ、實情ニ合ウタヤウニ適用

シテ行ク方ガ宜イト考ヘテ居ル、而モ助成

金ヲ貰シテ採掘シタ油田カラ石油ガ出ダシ

タ場合ニハ、隣礦區ノ助成金ヲ貰ハズニ、

而モ試掘ハ隣ノ礦區ノ爲ノ御蔭ニ依ツテ石

油ヲ採掘スルヤウナモノカラハ、助成金ヲ

與ヘスデモ、是ガ納付金ヲ取ルト云フ意味

ニ於テ、此第三條ニ納付金制度ヲ設ケタノ

デアルト云フヤウナ答辯ガアッタノデアリ

マス

第二點ハ法案ノ第七條ニ關スル問題デア

リマシテ、委員會ニ於キマシテハ、此問題

ニ關シ最モ論議ガ集中セラレタノデアリマ

ス、増產及ビ日本ノ地理的狀況カラ見テ、

五十米ヲ三十米ニ境界線カラノ間隔ヲ縮小

スペキモノデアルトノ意見ガ多カッタノデ

アリマス、之ニ對シテ政府當局ハ、五十米

以内トナシテ居ルノデアルカラ、其實情ニ即

シタヤウニ斟酌ヲ加ヘテ、委員諸君ノ意ノ

存スル所ヲ諒トシテ、適切ナル方法ヲ執ツテ

行クト云フ答辯ガアッタノデアリマス

第三點ハ石油ノ内外資源開發ニ關スル問

題デアリマシテ、現下ノ國際情勢ニ於キマスガ、質問ノ主ナル點ノ二三ダケヲ簡單ニ御報告申上ゲテ置キタイト存ジマス

シテ、燃料資源ヲ開發シ是ガ自給ヲ圖リマ

スコトハ、最モ緊急ノ要務デアリマスカラ、

外地資源ノ徹底的開發ヲ如何ニスルカトノ

意味ノ質問ガアッタノニ對シマシテ、政府當

局ハ、資源ノ開發ニハ軍ト緊密ナル連絡ヲ

取テ努力スル旨ノ答辯ガアリマシタ

第四ハ「ガソリン」消費節約ト是ガ運輸業

者ニ與ヘル影響ノ問題デアリマス、此問題

ニ對シマシテ政府當局ハ、軍需ノ供給ヲ十

分ナラシメル爲ニ、將又國際收支ノ適合ヲ

全カラシメル爲ニ、消費ノ節約ヲ行フモノ

デアッテ、是ガ爲ニ業者ニ對スル影響ヘ、出

來ルダケ緩和スルト云フヤウナ答辯ガアッタ

ノデアリマス

次ハ帝國燃料株式會社ノ問題デアリマス

ガ、此會社ハ昭和十二年度カラ七億五千万

圓ノ資金ト七箇年ノ計畫ヲ以テ人造石油事

業ヲ爲サントスルノデアリマスガ、此事業

ノ進行狀況如何ト云フ質問ニ對シマシテ、

政府當局ハ、内地 朝鮮、北海道、滿洲等

ニ於テ具體的ニ計畫ヲ進メテ居ルカラ、七

箇年後ニハ其計畫ノ全部ガ實現スルト云フ

答辯ガアッタノデアリマス、以上ハ本法案ニ

對スル大體ノ重要ナル質疑應答デアッタノ

デアリマス、其他ハ速記錄デ御諒承願ヒタ

イト存ジマス、質疑ヲ終リマシテ討論ニ入

リマシテ、民政黨カラ長野長廣君、政友會

カラ板谷順助君、社會大眾黨カラ川侯君、

東方會カラ小野君ガ各原案ニ贊成ラシ、各

派政友、民政ノ共同ノ提案ニ係爾附帶決議

ヲ附シテ贊成ノ意思ヲ表サレタノデアリマ

ス、但シ社會大眾黨ノ川侯君ハ、討論ノ際

ニ附帶決議ノ前者ニハ贊成スルガ、後者ノ

部ニハ贊成ハ出來ナイト云フコトデアッタノ

デアリマス、採決ノ結果ハ附帶決議ヲ附シ

テ原案ヲ可決致シタノデアリマス、附帶決議ヲ朗讀致シマス、附帶決議ハ

多額ニ增加シ割期的試掘ヲ行ハシムヘシ

一 政府ハ本法第三條ノ施行ニ當リテハ

利益ナキ者ヨリハ之ヲ徵收セサルコト

尙納付金カ助成金ニ達シタル時ハ之カ

徴收ヲ打切ルヘシ

此附帶決議ヲ附シテ、曩ニ御報告申上ゲマ

シタ通り原案ヲ可決シタ次第デアリマス、

此段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 本案ノ第二讀會ヲ

開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ

シタ

第一讀會ノ續(委員長報告)

商店法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

簡易生命保險法中改正法律案(政府提

出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

第一讀會事業法案(政府提出)

正法律案ノ三案ヲ一括議題ト爲シ、委員長報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレシコトヲ

異議アリマセヌカ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、社會

事業法案、商店法案、簡易生命保險法中改

正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續

ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――

委員長服部岩吉君

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、社會

事業法案、商店法案、簡易生命保險法中改

正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續

(委員長報告)

第一讀會事業法案(政府提出)

報告書

商店法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月十日

委員長 服部 岩吉
衆議院議長 小山松壽殿

希望條項

一本法實施ニ依テ使用人ニ與ヘラル
餘暇ヲ精神修養ト體位ノ向上ニ善用ス
ヘキ適當ナル施設ヲ講スヘシ
一 商店使用人ニ對シ現行健康保險法ノ
如キ社會保險法ヲ制定スヘシ
一本法第三條第二項ノ特殊地域ハ極力
之ヲ制限セラルヘシ

一本法ノ施行ニ當リ警察官ハ原則トシ
テ之ニ當ラシムヘカラス

報告書

一 簡易生命保險法中改正法律案(政府提
出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十三年三月十日

委員長 服部 岩吉
衆議院議長 小山松壽殿

希望條項

一 簡易生命保險金額七百圓ニテハ現下
社會經濟狀勢ニ照シ小額ニ過ク政府ハ
之ヲ制限ノ將來増額セラルヘシ
一 簡易生命保險事業積立金ハ社會事業
特ニ國民保健施設ニ運用セシメラレタ
シ

(服部岩吉君登壇)

○服部岩吉君 只今上程セラレマシタ社會
事業法案、商店法案、簡易生命保險法中改
更

正法律案ノ各案ニ關スル委員會ノ審議ノ經
過竝ニ結果ヲ御報告申上ガマス、申上ガル

迄モナク各案ハ國民ノ保健竝ニ生活ノ安定
ニ關スル重要ナル法案ト致シマシテ、各委
員ニ於カセラレマシテハ、熱心ニ且ツ慎重

ニ審議セラレ、其抱懷スル諸般ノ意見ヲ
述ベテ、國務大臣竝ニ政府委員ニ對シマシ
テ質問セラレタノデアリマス

先づ審議ノ順序ニ從ヒマシテ、社會事業
法案カラ御報告ヲ申上ガマス、本案ニ關シ
マシテハ、委員各位ヨリ全體的ニ又逐條的
ニ立法ノ趣旨、運用ノ方針等、仔細ニ瓦リ

質疑應答ガ行ハレマシタ外、社會事業ノ現
況竝ニ將來ニ對スル政府ノ對策等ニ付キマ
シテ、熱心ナ意見ヤ質問ガ行ハレ、又本案

ニ關聯シテ國民保健ニ關シ、結核豫防其他
重要ナル問題ニ對スル意見ガ開陳サレタノ
デアリマス、詳細ノ點ハ速記錄デ御覽ヲ願

フコトニ致シマシテ、以下主ナル事項ニ付
キマシテ申上ゲマスレバ、先づ第一ニ、本法
ノ主眼トスル點ハ何レニアルカト云フ趣旨

ノ質問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對
シ、本法案ノ趣旨ト致ス所ハ、飽マデ社會事
業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトニアッテ、即チ一
面斯業ノ助成ヲ行フト共ニ、是ガ指導監督

ノ途ヲ開キ、以テ社會事業ノ助長發展ヲ圖
ラントスルモノデアルト云フ答辯ガアッタ
モノデアリマス

次ニ商店法關係ニ付キマシテ、其大要ヲ
御報告申上ゲタイト存ジマス、先づ第一
ニ、本法ハ商店使用人ノ保護ヲ目的トセル
ニ拘ラズ、其內容ハ微溫的デアル、斯ル程
度ヲ以テ使用人ノ保護ヲ圖リ得ルヤトノ質

問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對シ
テ所ノ意思ハナイカト云フ趣旨ノ質問ガ相
當アッタノデアリマス、政府ハ現在ノ補助費
ハ必シモ十分デナイコトハ認メテ居ル、デ
アルカラ將來ハ財政ノ許ス限り、之ヲ増額

シテ行クコトニ努力スル考デアルト云フコ
トノ答辯ガアッタノデアリマス、第三ニハ、
(服部岩吉君登壇)

本法第八條竝ニ第九條ニ關聯致シテ、
中央及ビ地方社會事業委員會ノ委員中ニ社
會事業家ヲ參加セシメテ、法ノ適切ナル運

用ヲ助ケテ行クコトガ必要デヘナイカ、又
地方社會事業委員會ヲ、原則トシテ各道府
縣ニ設置セシムル考ハナイカト云フ意味ノ
質問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對シ
テ、本法運用ノ上カラ見テモ、社會事業

委員會ハ大切ナ機關デアルカラ、其委員中
ニハ民間ノ社會事業家中、適切ナ人物ガア
レバ之ヲ入レル考デアル、又地方ノ社會事
業委員會ハ、地方ノ實情ニ鑑ミマシテ、任
意設置ノ規定ニハナッテ居リマスルガ、出來
得ル限リ各地方ニ設置スルコトヲ勸奨スル
旨ノ答辯ガアッタノデアリマス、第四ニハ

本法ノ制裁規定ガ、社會事業ノ性質ニ鑑
ミテ、酷ニ失スルデヘナイカト云フ意味ノ
質問ガ相當多カクタノデアリマス、政府ハ之

ニ對シテ、本法案ノ趣旨ト致ス所ハ、飽マ
デモ社會事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルノデア
ル、優良ナルモノハ飽クマデモ是ガ助長ヲ

ト思フガ、此點ニ對スル所見ハドウデアルカト
云フ質問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對
シマシテ、盛リ場ハ成ベク局限シテ、其制裁
ヲ嚴重ニシ、其地域ヲ少クスベキモノニアリ

ト思フガ、此點ニ對スル所見ハドウデアルカト
云フ質問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對
シマシテ、留意スルトノ答辯ガアッタノデアリマス、第四

ニハ、本法施行ニ當リ警察官ヲシテ之ニ當
ラシムルコトハ、種々ノ弊害ヲ生ズル場合
ガアルト思フノデ、之ニ對シテハ警察官ヲ

成ベク關與セシメナイ方ガ適當デヘナイカ
トノ質問ガアッタノデアリマス、政府ハ之ニ
對シマシテ、本法ノ實施ニ當ツテハ成ベク關
係團體ヲ督勵シテ、自治的ニ法ノ厲行ヲ期
セシムルヤウニ指導シテ行キタイ、斯様ニ
考ヘテ居ル、併シ必要ニ依ッテハ警察官ヲ使
用スル場合モアルガ、其場合ニハ營業ニ支
障ヲ及ボサナイヤウニ、十二分ノ留意ラシ
テ行キタイトノ答辯ガアッタノデアリマス、

以上ハ本法案ニ對スル質疑應答中ノ重要ナルモノノ大要アリマス

次ニ簡易生命保險法中改正法律案ノ委員會ノ經過茲ニ其結果ヲ御報告申上ゲマス、

本法案ハ、簡易生命保險ノ保險金制限額ガ現在四百五十圓ニナツテ居リマスノヲ、更ニ引上ゲマシテ七百圓ニ増額セントスル法律案デアリマス、現行簡易生命保險ハ、民營生命保險ノ補充保險トシテ、民營生命保險ニ加入スルコトヲ困難トスルヤウナ一般庶民ニ對シテ、生命保險制度利用ノ機會ヲ得セシメ、其生活ノ安定ヲ保障スルコトヲ目的トスル制度デアリマスルガ、其保險金最高制限額トナツテ居リマス所ノ四百五十圓ハ、十數年前ノ大正十五年ニ定メラレタルモノデアリマシテ、社會經濟事情ノ著シク變遷致シマシタル今日ニ於キマシテハ、此程度ノ金額ヲ以テ致シマシテハ、本制度ノ機能ヲ十二分ニ發揮スルコトガ困難トナッテ參リマシタノデ、時運ノ趨勢ニ順應シテ、此制限額ヲ擴張シ、國民生活ノ安定上萬遺憾ナキヲ期スルト云フノガ本案ノ骨子デアリマス、各委員ニ於カセラレマシテハ、極メテ熱心且ツ慎重ニ審議致サレマシテ、其對シ政府側ヨリハ、厚生大臣始メ厚生、商工、遞信各省ノ政府委員ヨリ、ソレハ、懇切丁寧ナル御答辯ガアツタノデアリマスルガ、其詳細ハ之ヲ速記録ニ依ツテ御覽ヲ願フコトニ致シマシテ、其大體ニ付キマシテ御報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス

先づ第一ニ質問ヲ致サレマシタルモノハ、國民生活安定ヲ目的トスル簡易生命保險ノ金額制限ヲ七百圓ニ引上ダル程度ニテハ、

ビ民營生命保險ニ付テハ、其監督方針等ニ付テ政府ノ現在執リツ、アル態度、

茲ニ將來ノ方針等ニ關スル質問應答ガ行ハル政府ノ答辯ハ、現下ノ社會經濟狀態ニ照シマシテ、國民生活ノ安定ヲ圖ル上ヨリ見

マスレバ、必シモ七百圓ヲバ十分トハ考ヘテ居ナイノデアリマスルガ、民營生命保險ノ現狀ノ下ニ於キマシテ、今直チニ大幅ノ引上ヲ爲スコトハ、民營保險事業ノミナラズ、延イテハ經濟界茲ニ一般社會ニモ影響ヲ及ボス懸念ガアリマスノデ、是等ノ諸點ヲ十二分ニ考慮シテ七百圓ヲ決定シタト云

スルコトニ致シタノデアリマス、先づ第一ニ社會事業法案ノ討論ニ入リマシタ、民政黨ノ長野委員ヨリ

一、社會事業ニ對スル政府ノ助成金五十萬圓ハ小額ナリ將來之カ增額ヲ爲シ社會事業ノ目的達成ニ努力スヘシ

一、地方社會事業委員會ハ原則トシテ之ヲ各府縣ニ設置シ中央ノ委員會ト共ニ成ル可ク多クノ地方實際家ヲ參加セシメテ本法ノ運用ニ資スヘシ

此ニツノ希望ヲ附ケラレマシテ、本案ニ贊成スルトノ意見ヲ發表サレマシタ、之ニ對シマシテ政友會ノ野口委員、又鈴木委員、小池委員、椎尾委員ヨリ……〔政友會ハ一人ダ、勝手ナコトヲ言フナ〕ト呼ヒ其他發言スル者アリ〕言ハナクテモ分ッテ居リマス——長野君ノ附ケラレタ希望條項ニ贊成シテ、原案ニ贊成スルトノ意見ノ開陳ガアリマシタ、採決ニ入リマシテ、滿場一致長野君ノ提出サレマシタ所ノ、此希望條項ヲ附ケマシテ原案ハ可決サレタノデアリマス

次ニ商店法デアリマス、商店法ニ付キマシテハ、是亦長野委員ヨリ

一、本法實施ニ依テ使用人ニ與ヘラル餘暇ヲ精神修養ト體位ノ向上ニ善用スヘキ適當ナル施設ヲ講スヘキ適當ナル施設ヲ請スヘシ

一、商店使用者ニ對シ現行健康保險法ノ如キ社會保險法ヲ制定スヘシ

二、政府ハ將來社會事業助成金ヲ相當額

一、本法第三條第二項ノ特殊地域ハ極力之ヲ制限セラルヘシ

テ之ニ當ラシムヘカラス

斯ウ云フ希望條項ヲ附ケラレマシテ原案ニ贊成ノ意ヲ表明サレマシタ、之ニ對シマシテ野口委員、鈴木委員、小池委員、椎尾委員ヨリ、長野君カラ提案サレマシタ所ノ此附帶希望條項ト共ニ、原案ニ贊成スルトノ意ヲ表明サレマシテ、採決ニ入リマシテ、滿場一致本案ハ原案通り可決サレタ譯ニアリマス

次ニ簡易生命保險ノ改正法律案デアリマスガ、之ニ對シマシテモ長野委員ヨリ

一、簡易生命保險金額七百圓ニテハ現下ハ之カ制限額ヲ將來増額セラルヘシ

一、簡易生命保險事業積立金ハ社會事業特ニ國民保健施設ニ運用セシメラレタシ

此希望條項ヲ附ケラレマシテ、原案ニ贊成スルトノ意思ヲ表明サレマシタ、之ニ對シマシテ前案同様野口委員、鈴木委員、小池委員、椎尾委員ヨリ、同君ノ附ケラレマシテ希望條項ト共ニ、本原案ニ對シテ贊成ノ意ヲ表明サレタノデアリマス、採決ニ入リマシテ、此案ハ原案通り全會一致ヲ以テ可決サレタノデアリマス

尙ホ此機會ニ鈴木委員ヨリ、特ニ本會議ニ於テ、委員會ニ於テ希望シタ點ヲ發表シテ置イテ貰ヒタイト云フコトデアリマス、社會事業法案ニ對スル希望條項デアリマス、社會事業法案ニ對スル希望條項デアリマス

一、地方社會事業委員會ハ成ヘク各府縣ニ漏レナク設置スヘシ

増加スヘシ

三、公私社會事業家ハ益、斯業ノ發達助成

ノ必要アルヲ以テ本法施行ニ際シ政府

ヘ此趣旨ヲ訓示シ罰則ノ規定ニ就テモ

過酷ニ失セサルヤウ善處スヘシ

四、我國社會事業ノ現狀ニ鑑ミ政府ハ速

ニ基本的社會立法ヲ整備スヘシ

商店法案ニ對スル希望條項

一、商店使用人ノ現狀ニ鑑ミ政府ハ速ニ

左ノ諸點ニ關スル保護立法ノ制定ニ努

力スヘシ

(イ)商店使用人ノ最低年齢ヲ制限スルコ

(ロ)開店時刻ヲ規定シ使用人ノ就業時間

ヲ制限スルコト

(ハ)週休制ヲ採用スルコト

(ニ)退職手當制度ヲ制定スルコト

(ホ)衛生設備、特ニ療病機關ヲ整備スルコト

(ヘ)理容業者ノ閉店時間ハ之ヲ午後九時

トスルコト

二、本法ノ運用ニ關シ政府ハ監督官制度ヲ設クヘシ

簡易生命保險法改正案ニ對スル希望條項

一、政府ハ速ニ生命保險ノ國營ヲ斷行ス

ルヤウ諸般ノ準備ヲ整フヘシ

二、政府ハ速ニ生命保險ニ對スル行政機關ヲ統一スヘシ

三、政府ハ簡易生命保險ノ契約金額ノ最高限ヲ千圓ニ引上クルヤウ考慮スヘシ

(拍手)

以上ヲ以テ委員會ノ經過並ニ結果ノ報告ト致シマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案、關東

特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルル

計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關ス

ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ

ス——委員長高橋熊次郎君

昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支

辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ

別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案

(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

(政府提出)

候此段及報告候也

昭和十三年三月十日

委員長 高橋熊次郎

衆議院議長小山松壽殿

報告書

報告書

一關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ

一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特

別會計ニ繰入ル、コトニ關スル法律案

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十三年三月十日

委員長 高橋熊次郎

衆議院議長小山松壽殿

報告書

(高橋熊次郎君登壇)

○高橋熊次郎君 臨時租稅增徵法中改正法律案外七件ノ委員會ニ併セ付託セラレマシ

タ、只今議題トナッテ居リマスル三議案ノ

委員會ニ於ケル審査ノ經過並ニ結果ニ付テ

御報告ヲ申上ゲマス

第一ニ支那事變ニ關スル軍事公債發行限

度ヲ增加シヨウト云フ法律案デアリマス、

支那事變ニ關スル經費ニ付キマシテヘ、事

態ノ推移ニ伴ヒマシテ、更ニ四十八億五千

万圓ノ臨時軍事費ヲ增加スルコトニナック

ノデアリマス、而シテ其所要財源ノ中四億

三千三百十萬餘圓、是ハ一般會計及ビ特別

會計ヨリノ繰入金ナドニ依リ、爾餘ノ四十

四億五千三百四十餘萬圓ヲ公債財源ニ求ム

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御

衆議院議長小山松壽殿

ル爲ニ、起債法律ノ發行限度法定額二十億
二千二百七十萬圓ヲ、六十四億七千六百二十萬圓ニ改正シヨウト云フノデアリマス、尙ホ本法律案ノ附則ニ於キマシテ、支那事變ニ關スル臨時軍事費特別會計法ニ一箇條ヲ加ヘ、經費出納上ノ必要ニ應ジマシテ、一時借入金ヲシタリ、又ハ融通證券ヲ發行シタリ致シマシテ、機宜ノ措置ヲ講ジ得ルヤウニシテ置カウト云フ改正ヲ含ンデ居ルノニアリマス、第二ノ法案ハ、外地ノ特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額ヲ、臨時軍事費特別會計ニ繰入レヨウトスル法律案アリマス、是ハ一般會計ニ於ケル增稅等ト略、同趣旨ノ下ニ、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ特別會計ニ於キマシテモ、同種ノ租稅ヲ增徵致シ、新稅ヲ創設スルト共ニ、煙草ノ值上ヲ致シマシテ、其收入額ノ約八割、即チ一千四百四十餘万圓ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入レヨウトスルノデアリマス、最後ニ赤字公債ノ追加發行ニ關スル法律案ガアリマス、是ハ先ノ一般會計ノ赤字公債ニ對シ、更ニ先般本院ヲ通過致シマシタル十三年度追加第一號豫算ニ計上サレマシタ經費ニ對シ、其財源ノ一部ト致シテ七千三百十萬圓ヲ追加發行シヨウト云フノデアリマス

以上三ツノ法律案ニ關シマシテ、委員會ニ於キマシテハ政府當局トノ間ニ種々質問應答ヲ重ねマシテ、慎重審議ヲ致シマシタ、特ニ融通證券ノ發行方法ノコト、又證書ヲ保管致シマシタリ、又利札ヲ預ッテ置キマシテ、餘り慣レナイ地方民ノ利便ヲ圖ルト云フコト、或ハ小額債券ノ郵便局賣出等ニ對シ、餘リ地方資金、詰リ軍需工業ナドニ關係ノナイ地方ノ資金ヲ、過度ニ吸收ス

ルヤウナ方策ヲ避ケテ貰ヒタイ等ヲ含ミマスル、郵便局賣出ノ改善ノ方法ニ關スルコト、又内地ト外地ノ稅法ニ依ル負擔が餘リニ不權衡デアリ、懸離レテ不釣合ナル點ハ、改ムベキコトデアルト云フヤウナ點ハ、最

モ注意ヲ要スベキ點デアリマシテ、詳細ノコトハ何卒速記錄ニ就テ十分御覽ヲ願ツテ置キマス。

討論ニ入りマシテ、民政黨ヲ代表シテ西村金三郎君ヨリ、政友會ヲ代表致シマシテ東條貞君ヨリ、社會大眾黨ヲ代表致シテ片山哲君ヨリ、第一議員俱樂部ヲ代表シテ玉野知義君ヨリ、第二控室ヲ代表シテ三木武夫君ヨリ、東方會ヲ代表シテ馬場元治君ヨリ、何レモ贊成ノ趣旨ヲ述ベラレ、特ニ政府ハ本公債ノ發行ニ付キマシテハ十分注意ヲ拂テ、物價ノ騰貴ヲ招來セザルヤウ、萬全ノ方策ヲ講ゼラレタキ旨ヲ強調サレタノデアリマス、其他有益ナル希望等モ、政府ニ對シテ熱心ニ述べラレタノデアリマスルガ、是等ノ諸點ハ諸君ノ御許ヲ得マシテ、全部議事錄ニ譲ルコトト致シタイト思ヒマス、全部採決ニ入リマシテ、全會一致ヲ以テ可決ニマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

スル、郵便局賣出ノ改善ノ方法ニ關スルコト、又内地ト外地ノ稅法ニ依ル負擔が餘リニ不權衡デアリ、懸離レテ不釣合ナル點ハ、改ムベキコトデアルト云フヤウナ點ハ、最

モ注意ヲ要スベキ點デアリマシテ、詳細ノコトハ何卒速記錄ニ就テ十分御覽ヲ願ツテ置キマス。

討論ニ入りマシテ、民政黨ヲ代表シテ西村金三郎君ヨリ、政友會ヲ代表致シマシテ東條貞君ヨリ、社會大眾黨ヲ代表致シテ片山哲君ヨリ、第一議員俱樂部ヲ代表シテ玉野知義君ヨリ、第二控室ヲ代表シテ三木武夫君ヨリ、東方會ヲ代表シテ馬場元治君ヨリ、何レモ贊成ノ趣旨ヲ述ベラレ、特ニ政府ハ本公債ノ發行ニ付キマシテハ十分注意ヲ拂テ、物價ノ騰貴ヲ招來セザルヤウ、萬全ノ方策ヲ講ゼラレタキ旨ヲ強調サレタノデアリマス、其他有益ナル希望等モ、政府ニ對シテ熱心ニ述べラレタノデアリマスルガ、是等ノ諸點ハ諸君ノ御許ヲ得マシテ、全部議事錄ニ譲ルコトト致シタイト思ヒマス、全部採決ニ入リマシテ、全會一致ヲ以テ可決ニマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案共委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案

○副議長(金光庸夫君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案共委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレシコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十七分散會

○服部崎市君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス